

三輪氏を中心とした日本古代のものがたり

日本の古代史について、賀來氏のルーツである大三輪氏を中心としたものがたりと六国史（古事記、日本書紀、続日本紀、日本後記、続日本後記、実録及び三代実録）の関係部分をまとめてみた。

1 紀元前16000年前蒙古系の人々が、北は間宮海峡、宗谷海峡、津軽海峡を経て、南は中国江南から琉球、南九州を経て、また、朝鮮半島（以下「半島」）進出してきた。

これらの人々は、狩猟や海産物を採取して暮らしていたが、やがて、ドングリやしい、栗などを栽培するようになり、BC10000年頃、ひえや粟を食糧に加えるとともに土器を作り始めた。

紀元前7300年ごろ九州の南方の海中で火山の爆発が起こり、南九州の人々に、激しい被害を与えた。

その後、紀元前6000年ごろ、中国中南部及び半島からもみをもたらされ、米作がはじめられ、徐々に東方に広がっていった。最初は陸稲が、続いて水稲がきたと思われる。

2 そのころ朝鮮半島南部にアマテラス族、南東部にスサノオ族という部族がいた。両者は時には仲良く、時には争って暮らしていたが、スサノオ族が追いだされて、海を渡り、南の出雲地方に移住した。日食がおこったことも関係したようである。

スサノオ族は、先住の人たちと争ったり協力したりして、その地方での主導権を握り、稲作中心の生活をはじめた。青銅の武器などを持っていたことも主導権の獲得の一因だったようである。

その後数世紀たち、アマテラス族は、出雲地方が稲作で繁栄しているのを見て、出雲地方を手に入れたらいいと思い、使者や戦士を送った。スサノオ族の子孫たちは原住の人たちと交流して、多数の部族を形成していたが、部族の意見がまとまらず、一部の部族は、アマテラス軍と戦闘して破れ、信濃地方まで追い払われた。

最終的には部族連合の長であるオオクニヌシの判断で、アマテラスの進出を受け入れることになった。

そこでアマテラス族はヒコホノニギを派遣することとし、サルタヒコを先導として、アメノコヤネ（中臣の連の祖）、フトダマ（忌部の首の祖）、等を引き連れて、出発することとなった、しかし、出雲には直接行かずアメノオシヒ（大伴の連の祖）とアマツクメ（久米の直の祖）等の武力隊が出迎える九州の北部に行き、そこに宮居を建て、先住のオホヤマツミの娘のコノハナサクヤビメと契を結び、ホデリ（隼人の阿多の君の祖）、ホスセリ、ホヲリの三人の子が生まれた。

ホヲリの孫がカムヤマレイワレビコ（のちの神武天皇）であるとされてる。

イワレビコは兄のイツセとともに、東方の新天地をめざすこととして、高千穂を起って豊の国の宇沙に行き、宇沙から筑紫、安芸、吉備、明石と長い時間をかけて、逗留

したり、進んだりした。軍兵を引き連れていたと思われる。

その後、浪速から奈良へ向かったところで、ナガスネヒコの強い抵抗にあい、兄のイツセは戦死した、そこでイワレビコは、熊野へまわり、ヤタガラスの案内で吉野へ向かった。この時、昔、朝鮮南部から奈良地方に進出していたニギハヤヒ（物部の連の祖）や石上が味方につき、イワレビコは勝利して、奈良盆地南部を支配することができた。

注：ここまでは、実時代が不明であるが2世紀以前の伝承であろう。

また、この時代以前に出雲で争いがあり、一部の人たちが、三輪山付近に来ていたようで、いわゆる三輪山の蛇の伝説がのこされている。三輪山の神はオオクニヌシの一族のオオムナチで、イワレビコの妃は、オオムナチの娘であるイスケヨリヒメである。その後、ミマキイリヒコイニエまで、八人の王の名が伝えられているが詳しい業績の記録はない。

さて、いよいよミマキイリヒコイニエ（崇神天皇）の時代ある。謎の4世紀である。この方はハツクニシラススメラミコトと、呼ばれている。神武天皇と同じ呼称である。そこで、この時に王朝が交代したとも言われている。この天皇の時代に、賀來（加来）氏のルーツといわれる大三輪（大神）が登場する。

崇神天皇の御代に疫病が全国に流行し、人々が死に絶えようとした。崇神天皇はこれを愁っていたが、オオモノヌシの神が夢に現れて、意富多多泥古（オオタタネコ）をもって私を祭らせれば、国が平安になると告げた。そこで、使を四方にやって意富多多泥古を捜させたところ、河内の美奴（ミヌ）村でその人を見つけた。天皇がおまえは誰の子かとお問いになったところ、わたくしは、オオモノヌシの神が、陶津耳命（スエツミミノミコト）の娘の女活玉依毘売（イクタマヨリビメ）と結婚して生ませた子の櫛御方命（クシミカタノミコト）の子の飯肩巢見命（イイガタスミノミコト）の子の建瓶槌命（タテミカズチノミコト）の子でありますと答えた。そこで、天皇は大変歡こばれて天下が平穏になり、人びとが栄えるようにと詔を賜って、意富多多泥古命を神主にして、御諸山に意富美和大神（オオミワノオオカミ）を祭らせたところ疫病がやみ国中が安らかになった。

注：神道では、オオモノヌシの神は出雲のオオクニヌシの神格の一部とされている。

考察1 日本の縄文土器は12000年以上前のものが各地で発見されており、世界的にも古い時代のものが多い。

考察2 吉野ケ里遺跡は縄文後期から3世紀くらいまでと考えられ、纏向遺跡も2世紀ころと考えられるので、崇神天皇以前に九州から近畿以东までの各地に多くのクニがあったのであろう。

考察3 日本最古の前方後円墳とみられる箸墓古墳は、崇神天皇以前のものであるが、オオムナチとも関係があるとみられる。

崇神天皇はオホビコの娘のミマツヒメを妻として、イクメイリビコイサチなどの12

人の御子を得たが、イクメイリビコイサチが次の垂仁天皇となった。オオビコとその子のタケヌノカワワケはそれぞれ、越しの国とその東の国々を平定するために派遣され、最終的に相津（会津と思われる）まで進出している。

垂仁天皇はヒバスヒメを皇后としてオホタラシヒコオシロワケを生んだ、他の妃や御子も多数いたがこの御子が次の景行天皇である。

崇神天皇と垂仁天皇の時代に出雲と関連したものがたりに多く語られている。景行天皇は大男であったという記事もみられる。また、景行天皇の同母の妹のヤマトヒメが伊勢の神宮を齋きまつたという記事もある。

垂仁天皇の時代には、皇后の兄の反乱や御子のホムチワケの伝説など、また、景行天皇の御世には、御子の有名なヤマトタケルの話など、興味深い説話があるが、いずれもふれることとして、景行天皇のあとを継いだのは、ヤマトタケルの兄弟のワカタラシヒコでこの方が成務天皇である。ところが、この天皇の宮殿は、奈良盆地から離れて近江の国にあったとされている。事績もあまり記されてなく、この後の仲哀天皇は、ヤマトタケルの御子のタラシナカツヒコとされている（天皇の子が継いでいない）うえ、仲哀天皇の宮殿は、穴門の豊浦（山口県下関市）と筑紫の香椎（福岡県福岡市）と記されていて、熊襲の遠征のためとするされてはいるが、不可解である。

仲哀天皇は、熊襲征伐のため九州に行ったのであるが、皇后のオキナガタラシヒメ（神功皇后）が神がかりして、西の国をあたえると託宣した。しかし天皇は、託宣を無視して暗闇で琴を弾いていたところ、突然死去した。皇后は、タケノウチノスクネとともに軍を率いて、新羅を攻めこれを征服して帰還した。（この部分は朝鮮や中国の文書と照合しても疑問が多く、皇后架空説もふくめて、各説がある。）

皇后は、出発時妊娠していて帰還後宇美（福岡県）で、ホムダワケを生み、応神天皇となった。

天皇は軽島の明の宮をきゅでんとしたが、九州から難波に進むまでに、仲哀天皇の異腹の王子たちとの戦いもあった。また、応神天皇も多くの王子を生んだが、後継者争いの戦いが起こり、ホムダノマワカの娘のナカツヒメの生んだオホサザキが、次の仁徳天皇となった。

考察 1 応神天皇の妊娠期間が通常より長いことから、仲哀天皇の子供ではないとする説もあり。ここでも、王朝交代があったのではないかとされている。

考察 2 このころの実時代時期の推定は、なかなかむつかしいが、箸墓以降は大古墳の時代であ

るので、今後の各古墳の考古学的時代決定に依存するところが大きい。

応神天皇の時代に特筆すべきことは、渡来人とその技術が多数導入されていることである。新羅の堤池築造、百済の馬、太刀、大鏡、論語、韓の鍛冶 呉の機織り、酒造などで、秦氏や漢氏の祖も渡来したとある。

ここで、実年と関係した記述として百済の照古王（西暦 346-375）が馬等を奉ったと

されている。

応神天皇没後は、3人の兄弟が相争いオホサザキ後を継いだ。

オホサザキ（仁徳天皇）には、有名な民の竈の煙と年貢の説話があるが、女性の扱いがいまひとつであったようで、妃に関する面白い伝説が多くある。これに関連して葛城氏が勢力を伸ばしたようである。仁徳天皇は難波の高津に宮殿があったようで、中国の宋書に記載されている「讚」ではないかとされている。5世紀前半である。

仁徳天皇の後は、皇后である葛城氏のイハノヒメの子供たち兄弟 イザホワケ（履中天皇）、ミヅハワケ（反正天皇）、オアサツマワクゴノスクネ（允恭天皇）が相次いで天皇となる。兄弟継位の始まりである。

履中が427－432年、反正が432－437年、の皇位期間ではないかとされている。いずれも、死没して譲位している。

考察 日本書紀での三輪氏

以上の記述は、ほとんど、古事記によったが、日本書紀にある三輪氏についての、この時代までの記述を以下に原文で示す。

日本書紀 卷第五 崇神天皇紀而幸行之。所謂大田々根子、今三輪君等之始也。

日本書紀 卷第六 垂仁天皇紀播磨國、在於宍粟邑。時天皇遣三輪君大友主、與倭直長尾市於播磨。而問天日槍曰、汝也誰人、且何國人也。天日槍對曰、僕新羅國主之子也。

日本書紀 卷第八 仲哀天皇紀皇后詔大臣及中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連

日本書紀 卷第九 神功皇后紀集。皇后曰、必神心焉、則立大三輪、以奉刀矛矣。

イザホワケ（履中天皇）は、伊波礼の若櫻（難波）に宮殿をおき、葛城氏の娘をを妻としていた。このころの記述によると、石上神社が武器庫としてしようされ、奈良のヤマト地方を倭と呼んでいて、飛鳥地方と区別していたようである。

ミヅハワケ（反正天皇）多治比の柴垣に宮殿を置き、和邇氏の娘をつまとしていた。事績は伝えられていない。

アサツマワクゴノスクネ（允恭天皇）は、遠飛鳥の宮にいたが、病身を理由に継位を拒んでいたが大后や諸卿が強く推したので、継位したと記されている、皇太子を自分の子のキナシノカルに定め、各氏や姓を正し、あらたに、輕部、刑部、河部を定めたともされる。454年に没した。

皇太子のキナシノカルが皇位を継ぐはずであったが、同腹の妹と恋におち、それをとがめられ、伊予に流罪となり、そこで、妹と心中した。兄妹相姦は、罪であったのだ。古事記では、イザナギーイザナミ（神だから罪にならなかった）、サボヒコーサボヒメ（垂仁天皇の軍に殺される）について、三例目である。

かわって、履中天皇の皇子であるアナホが石上の穴穂の宮で皇位をついだ。安康天皇である。この天皇の御子はいなかったと伝えられている。

安康天皇は、宮殿内のもめごとで叔父のオホクサカを殺害するが、後にその子のマヨワによって殺されてしまう。

天皇の弟のオホハツセは、マヨワを殺すが、兄弟や従弟と皇位の争いになり、対抗者を制圧したうえで、名をオホハツセワカタケルと改めて、皇位をついだ。雄略天皇である。

雄略天皇は、長谷の朝倉に宮殿があったとされるが、女をめぐる伝説と歌、さらに血なまぐさい伝承が多い。稲荷山古墳の鉄剣の発見で、実在したとされている。

雄略天皇のあとは御子のシラカノオホヤマトネコで、伊波礼のミカ栗の宮で天下をおさめた（清寧天皇）が、皇后も子もいなかった。

没後、後継者がいないため、雄略天皇の従妹のオシヌミノイラツメまたの名をイヒトヨという姫皇子が葛城で、皇位を継いだとされている。初めての女帝であるが、疑わしいともされている。

ところが、針間の国で履中天皇の孫にあたる二人の兄弟（オケとヲケ）が見つかり、弟のヲケ（ヲケノイハスワケ）が皇位を継ぎ顕宗天皇となった。ヲケは子がなく没したので、その後を兄のオケが仁賢天皇となり、石上の広高の宮に坐した。天皇は、雄略天皇の姫御子カスガノオホイラツメを妻として6人の子を設けた。この中の4男のオハツセノワカササギが皇位を継ぐことになる。仁賢天皇の事績は記されていない。ヲハツセノワカササギ（武烈天皇）は、長谷の列木に宮殿を置いたが、子供がなかった。

皇位を継ぐ者が近親にいないため、朝廷に近い豪族は、応神天皇の5世の孫のヲホドを近淡海の国から見つけてきて仁賢天皇の姫御子のタラシラカと結婚させて、伊波礼の玉穂の宮で、天の下をゆだねた。継体天皇である。

実態的には、ここで、王朝の交代があったとみられている。

この天皇の時代には、筑紫の君の岩井の乱があり、物部の連と大伴の連を派遣して鎮圧している。

考察 この連は神武天皇時代から、軍を指揮したとされているので、天皇の系統だけが交代したとも考えられる。

三輪氏の動向

日本書紀 卷第八 仲哀天皇紀皇后詔大臣及中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連

日本書紀 卷第九 神功皇后紀集。皇后曰、必神心焉、則立大三輪?、以奉刀矛矣。

日本書紀 卷第九 神功皇后紀集。皇后曰、必神心焉、則立大三輪?、以奉刀矛矣。軍衆自聚。

於是、使吾瓮海人烏摩呂、出於西海、令察有國耶。還曰、國不見也。又遣磯鹿海人名草而令?。

數日還之曰、西北有山。帶雲横?。蓋有國乎。爰卜吉日、而臨發有日。時皇后親執斧鉞、

令三軍

日本書紀 卷第十四 雄略天皇紀誅之。是月、御馬皇子、以曾善三輪君身狹故、思欲遣慮而往。不意、道逢邀軍、於三輪磐井側逆戰。不久被捉。臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。十一月壬子朔甲子、天皇命有司、設壇於泊瀨朝倉、?天皇位。遂定宮焉。以平

以上が書記の原文であるが、仲哀天皇、神功皇后、応神天皇の軍に三輪氏は従軍していたようで、大三輪神社の文書によると三輪氏の大友主命が従軍し、筑紫と韓国において大物主神をまつた。それが、筑紫の国夜須郡の於保奈牟智神社（現存）また、雄略天皇の軍では、三輪の君ミサ（身狭）が奮戦したとある。

継体天皇の後は皇子のヒロクニオシタケカナヒ、タケヲヒロクニオシタテ、アメクニオシハルキヒロニハが相次いで天皇となった。安閑、宣化、欽明の各天皇である、

古事記の場合は、このころになると古事（フルコト）ではなくなるので、あまり詳しく述べられていない。

欽明天皇の事績で有名なのは仏教の受け入れであるが、（552年）、宣化天皇の時代（538年）との説もある。また、このころは、のちの南北朝のように、複数の王朝が存在したとも言われている。

欽明天皇の皇子ヌナクラフトタマシキ（母は宣化天皇の娘イシヒメ）が他田の宮で天下をおさめた。敏達天皇である。このあと、弟のタチバナノトヨヒ、トヤミケカシキヤヒメ、ハツセベノワカササギの三人が天皇を継いだ。用明、崇峻、推古の各天皇である。

三輪氏については用明期に次のような記述がある。

日本書紀 卷第二十一 用明天皇～崇峻天皇?皇后、而自?入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重?宮門、拒而勿入。穴穂部皇子問曰、何人在此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼開門。遂不聽入。於是、穴穂部皇子、謂大臣與大連曰、逆頻無禮矣。

また、宇佐八幡由緒記、三輪系譜などには、571年に大三輪の比義（大神比義）豊後の宇佐に行き、八幡神を祀ったとある。

この時代は、朝鮮三国問題や、崇仏、廃仏両者の争いなどのあった時期である。

これまでのものがたりは、主として古事記の記述を中心に描いたが、これは、日本書紀よりも古事記のほうが、大和朝廷の編者による改ざんが少ないと思われるからである。

三輪氏に関する初期の記事は、長文であるので内容を詳しく見たい方は、<http://kaku-net.jp/>から、賀來のルーツー賀來ものがたりを参照してほしい。

推古天皇までの日本列島の歴史を振り返る際に問題になる点をまとめてみよう。

1 実年代の決定には、炭素14法、年輪法、土石器編年法、文献法、骨格法など種々の科学的手法があるが、資料の少なさ、未発見資料の新発見による年代の変更、文化の

地域差などの問題がおおい。

2 住民の集合法（家族、部族、指導者の決定など）の地域差、時代差の推定法の未確定

3 決定論的科学のもつ本質的欠点（醜いアヒルの子の理論）

4 推計学的手法のもつ決定的欠点（影響を与える要素の見落とし）

5 記号化（言語化）する際の記号の範囲のあいまいさ

6 歴史研究者の派閥の存在

7 民族の優秀性を誇示しようとする性向

などなどが基本的（幅広い問題）としてある。

推古天皇の時代は新羅との戦いや聖徳太子（実在を疑う学者もいる）の活躍が目立つ、斑鳩の宮の造営も行われている。628年推古天皇没す。田村皇子が即位して舒明天皇となる。蘇我蝦夷が勢力をのばす。641年舒明天皇没す、皇后の宝即位皇極天皇となる。蘇我蝦夷の子入鹿が執政となる。百済の王族内乱のため亡命、蘇我入鹿、山背大兄皇子を斑鳩の宮に囲み、皇子自殺。

645年中大兄皇子、中臣鎌足ら曾我入鹿を宮中で暗殺、蝦夷は自殺する。

軽皇子即位して孝徳天皇となる。

この頃の三輪氏に関する日本書紀の記述は次のようである。

日本書紀 卷第二十一 用明天皇～崇峻天皇?皇后、而自?入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重?宮門、拒而勿入。穴穗部皇子問曰、何人在此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼開門。遂不聽入。於是、穴穗部皇子、謂大臣與大連曰、逆頻無禮矣。

日本書紀 卷第二十三 舒明天皇紀悉劾?采女者、皆罪之。是時、三輪君小鷦鷯、苦其推鞠、判頸而死。

日本書紀 卷第二十四 皇極天皇紀子弟等、得間逃出、隱膽駒山。三輪文屋君・舍人田目連及其女・菟田諸石・伊勢阿部堅經從焉。巨勢德太臣等、燒斑鳩宮。灰中見骨、誤謂王死、解圍退去。由是、山背大兄王等、四五日間、淹留於山、不得喫飲。三輪文屋君、進而勸曰、請、移向

日本書紀 卷第二十五 孝徳天皇紀中間以任那國、屬賜百済。後遣三輪栗隈君東人、觀察任那國堺。是故、百済王隨勅、悉示其堺。而調有闕。由是、却還其調。任那所出物者、天皇之所明覽。夫自今以後、可具題國與所出調。汝佐平等、不易面來。早須明報。今重遣三輪君東人

孝徳天皇の646年からいわゆる大化の改新が行われる。

654年天皇没す。皇極天皇が重祚して、斉明天皇となり、皇太子は中大兄皇子とする。飛鳥岡本の宮完成、阿倍比羅夫が蝦夷を平定。

661年百済の要請により、天皇、皇太子征西するも、天皇筑紫にて没す。皇太子飛鳥に帰り天智天皇となる。

663年唐の水軍と白村江で戦い、大敗する。百済民らとともに帰国する。

対馬、筑紫に防人を置き、水城を造る。近江に遷都する。670年戸籍を造る。

大友皇子を太政大臣にするが、天皇の弟の大海人、吉野に引退する

671年天皇没す。

三輪氏に関する記述は、次のようである。

日本書紀卷二五大化五年（六四九）五月癸卯朔 五月癸卯朔。遣小華下三輪君色夫。大山上掃部連角麻呂等於新羅。

日本書紀卷二五白雉元年（六五〇）二月甲申十五 甲寅。朝庭隊仗如元會儀。左右大臣。百官人等。爲四列於紫門外。以粟田臣飯中等四人使執雉輿。而在前去。左右大臣乃率百官及百濟君豐璋。其弟塞城忠勝。高麗侍醫毛治。新羅侍學士等而至中庭。使三國公麻呂。猪名公高見。三輪君甕穗。紀臣乎麻呂岐太四人代執雉輿而進殿前。

日本書紀 卷二七天智天皇二年（六六三）三月 遣前將軍上毛野君稚子。間人連大盖。中將軍巨勢神前臣譯語。三輪君根麻呂。後將軍阿倍引田臣比羅夫。大宅臣鎌柄。率二萬七千人打新羅。

いよいよ、壬申の乱である。大海人は吉野で兵をあげることを決意し、美濃、桑名へ向かい兵を集め、不破道を封鎖した。その後伊勢より倭、不破より近江へ、さらに大和より難波をへて近江に進軍し、激戦の上、近江朝廷軍を破り、勝利した。大海人は、673年飛鳥浄御原宮で即位して天武天皇となる。三輪氏は真上田君子人が、大和で戦ってのちに内小紫を贈位されている。

日本書紀 卷二八天武天皇元年（六七二）六月甲申廿四 甲天皇入東國。高市皇子自鹿深越以遇之。民直大火。赤染造徳足。大藏直廣隅。坂上直國麻呂。古市黒麻呂。竹田大徳膽香瓦臣安倍從焉。越大山至伊勢鈴鹿。爰國司守三宅連石床。介三輪君子首。及湯沐令田中臣足麻呂。高田首新家等參遇于鈴鹿郡。則且發五百軍塞鈴鹿山道。

日本書紀卷二八天武天皇元年（六七二）六月己丑廿九 天皇大喜之。因乃令吹負拜將軍。是時。三輪君高市麻呂。鴨茂君蝦夷等。及羣豪傑者。如響悉會將軍麾下。乃規襲近江。因以撰衆中之英俊爲別將及軍監。庚寅。初向乃樂

日本書紀 卷二八天武天皇元年（六七二）七月辛卯二 秋七月庚寅朔辛卯。天皇遣紀臣阿閑麻呂。多臣品治。三輪君子首。置始連菟。率數萬衆。自伊勢大山越之向倭。

『日本書紀』卷二八天武天皇元年（六七二）七月壬子廿三 是日。三輪君高市麻呂。置始連菟。當上道戰于箸陵。大破。近江軍而乘勝。斷鯨軍之後。鯨軍悉解走。多殺士卒。

日本書紀 卷二九天武天皇五年（六七六）八月 是月。大三輪眞上田子人君卒。天皇聞之大哀。以壬申年之功贈内小紫位。仍謚曰大三輪神眞上田迎君。

686年天武天皇没、皇后であった持統天皇即位

天武天皇のしのびごとに、当時の官名が、列挙されている。

壬生、諸王、宮内、左右大舎人、左右兵衛、内命婦、膳職、太政官、法官、理官、大藏、兵政官、刑官、民官及び諸国司である。

689年浄御原令を發布、太政大臣高市皇子以下を任命、大三輪氏以下の諸氏に墓記を造らせる。

694年藤原宮に遷都する。

697年天皇讓位、文武天皇が即位。

三輪氏関係記述は

日本書紀 卷二九天武天皇十三年（六八四）五月戊寅廿八 戊寅。三輪引田君難波麻呂爲大使。桑原連人足爲小使。遣高麗。

日本書紀 卷二九天武天皇十三年（六八四）十一月戊申朔。大三輪君。大春日臣。阿倍臣。巨勢臣。膳臣。紀臣。波多臣。物部連。平群臣。雀部臣。中臣連。大宅臣。栗田臣。石川臣。櫻井臣。采女臣。田中臣。小墾田臣。穗積臣。山背臣。鴨君。小野臣。川邊臣。櫛井臣。柿本臣。輕部臣。若櫻部臣。岸田臣。高向臣。完人臣。來目臣。犬上君。上毛野君。角臣。星川臣。多臣。胸方君。車持君。綾君。下道臣。伊賀臣。阿閉臣。林臣。波彌臣。下毛野君。佐味君。道守臣。大野君。坂本臣。池田君。玉手臣。笠臣。凡五十二氏賜姓曰朝臣。

日本書紀 卷二九朱鳥元年（六八六）九月乙丑廿八 是日。直大參布勢朝臣御主人誅太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂誅法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誅理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂誅大藏事。次直大肆■原朝臣大嶋誅兵政官事。

日本書紀 卷三〇持統三年（六八九）二月己酉廿六 己酉。以淨廣肆竹田王。直廣肆土師宿禰根麿。大宅朝臣麿。藤原朝臣史。務大肆當麻真人櫻井。穗積朝臣山守。中臣朝臣臣麿。巨勢朝臣多益須大三輪朝臣安麿。爲判事。

日本書紀 卷三〇持統五年（六九一）八月辛亥十三 辛亥。詔十八氏大三輪。雀部。石上。藤原。石川。巨勢。膳部。春日。上毛野。大伴。紀伊。平群。羽田。阿倍。佐伯。采女。穗積。阿曇。上進其祖等墓記。

日本書紀 卷三〇持統六年（六九二）二月乙卯十九 乙卯。詔刑部省。赦輕繫。▼是日中納言直大貳三輪朝臣高市麿上表敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢妨於農時。

日本書紀 卷三〇持統六年（六九二）三月戊辰三 三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智徳。直廣肆紀朝臣弓張等爲留守官。於是。中繩言三輪朝臣高市麿脱其冠位。■上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。

701年文武天皇、大宝令を施行する。諸国の国造たるべき氏を決める。

702年持統太上天皇没。

707年文武天皇没、元明天皇即位

三輪氏（続日本記から大神（おおみわ）となる。経緯不詳）

以下続日本記原文

《文武元年（六九七）九月丙申（甲午朔三）》○九月丙申。京人大神大網造百足家生嘉稻。近江国献白鼈。丹波国献白鹿。

《大宝二年（七〇二）正月乙酉（十七）》○乙酉。以従四位上大神朝臣高市麻呂爲長

門守。

《大宝三年（七〇三）六月乙丑（辛酉朔五）》○六月乙丑。以從四位上大神朝臣高市麻呂為左京大夫。

《慶雲元年（七〇四）正月癸巳（七）》○癸巳。詔以正六位上大神朝臣狛麻呂。

《慶雲三年（七〇六）二月庚辰（乙亥朔六）》○二月庚辰。左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功。詔贈從三位。大花上利金之子也。

《慶雲四年（七〇七）九月丁未（丙申朔十二）》○九月丁未。正五位下大神朝臣安麻呂為氏長。

710年平城に遷都する。

712年太安万侶古事記を撰上

713年風土記の編纂を命ずる。

715年讓位、氷高内親王が即位元正天皇となる。

以下大神氏關係続日本紀原文

《和銅元年（七〇八）三月丙午（十三）》○丙午。以從五位上大神朝臣狛麻呂為丹波守。

《和銅元年（七〇八）九月壬戌（己未朔四）》○九月壬戌。以正五位上大神朝臣安麻呂為摂津大夫。

《和銅二年（七〇九）正月丙寅（戊午朔九）》二年春正月丙寅。授正五位上大神朝臣安麻呂。

《和銅四年（七一一）四月壬午（七）》○壬午。詔叙文武百寮成選者位。大神朝臣狛麻呂。

《和銅五年（七一二）正月戊子（十九）》○戊子。授從六位上大神朝臣忍人。

《和銅六年（七一三）正月丁亥（廿三）》○丁亥。授正七位下大神朝臣興志。

《和銅六年（七一三）八月丁巳（廿六）》○丁巳。以從五位下大神朝臣興志為讃岐守。

《和銅七年（七一四）正月甲子（五）》○甲子。授從四位下大神朝臣安麻呂從四位上。

《靈龜元年（七一五）二月丙寅（十四）》○丙寅。從五位下大神朝臣忍人為氏上。

720年舍人親王ら日本紀を撰上

721年元明天皇没。

724年元正天皇讓位、聖武天皇が即位する。

大神氏關係続日本紀原文

《靈龜元年（七一五）二月丙寅（十四）》○丙寅。從五位下大神朝臣忍人為氏上。

《靈龜元年（七一五）五月壬寅（廿二）》○壬寅。以正五位上大神朝臣狛麻呂為武蔵守。

聖武天皇の時代は、以前に述べた大神比義が天下りさせた八幡大神が、活躍する時代である。

729年長屋王の変起きる。光明子が皇后となる。

732年遣唐使、節度使を任命する。

740年太宰少貳藤原広嗣の反乱が起こる。

741年天皇恭仁京に移る。国分寺、国分尼寺造営を発願する。

743年東大寺大仏造営を発願する。

744年難波宮を都とする。

745年都を平城に戻す。

748年元正天皇没

749年東大寺大仏完成。天皇大仏を礼拝する。聖武天皇讓位、孝謙天皇が即位する。大神氏に関する続日本紀の原文は次のとおりである。大仏建立と八幡大神については、後ほど考察を加える。

《神龜元年（七二四）二月壬子【廿二】》○壬子。天皇臨軒。授從正六位上大神朝臣通守。

《神龜三年（七二六）九月壬寅【廿七】》○壬寅。文人一百十二人上玉棗詩賦。隨其等第。賜祿有差。四等＝[糸＋施の旁]四疋。綿四屯。布六端。不第＝[糸＋施の旁]一疋。綿一屯。布三端。」以從五位下大神朝臣道守等廿七人。

《天平元年（七二九）三月甲午【四】》○甲午。天皇御大極殿。授正六位上大神朝臣乙麻呂。

《天平四年（七三二）十月丁亥【十七】》○丁亥。以外從五位下大神朝臣乙麻呂為散位頭。

《天平五年（七三二）三月辛亥【戊戌朔十四】》○三月辛亥。授外從五位下大神朝臣乙麻呂並從五位上。

《天平九年（七三七）二月戊午【乙巳朔十四】》○二月戊午。天皇臨朝。授從四位下大神朝臣豐嶋從四位上。

《天平十八年（七四六）四月癸卯【廿二】》○癸卯。授正六位上大神朝臣麻呂從五位下。

《天平十九年（七四七）四月丁卯【廿二】》○丁卯。天皇御南苑。大神神主從六位上大神朝臣伊可保。

《天平二十年（七四八）八月乙卯【十七】》○乙卯。八幡大神祝部從八位上大神宅女。從八位上大神杜女並授外從五位下。

《天平勝宝元年（七四九）十一月辛卯朔》○十一月辛卯朔。八幡大神禰宜外從五位下大神杜女。主神司從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓。

『続日本紀』卷十七天平勝宝元年（七四九）四月甲午朔 夏四月甲午朔。天皇幸東大寺。御盧舍那佛像前殿。北面對像。皇后太子並侍焉。群臣百寮及士庶分頭。行列後。」勅遣左大臣橘宿禰諸兄。白佛。三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舍那佛像能大前仁奏賜部止奏久。此大倭國者天地開闢以來尔黄金波人國用理獻言波有登毛。斯地者無物止念部流仁。聞看食國中能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊部内少田郡仁黄金出在奏弓獻。此遠聞食驚岐悦備貴備念久波。盧舍那佛乃慈賜比福波陪賜物尔有止念閑受賜里恐理戴

持百官乃人等率天礼拜仕奉事遠挂畏三寶乃大前尔恐无恐无毛奏賜波久止奏。」從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣。現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣。高天原尔天降坐之天皇御世乎始天中今尔至麻弓尔天皇御世御世天日嗣高御座尔坐弓治賜比惠賜來流食國天下乃業止奈母神奈我良母所念行久止宣大命衆聞食宣。加久治賜比惠賜來流天日嗣乃業止今皇朕御世尔當弓坐者天地乃心遠勞弥重弥辱美恐美坐尔。聞食食國乃東方陸奧國乃小田郡尔金出在止奏弓進礼利。此遠所念波種種法中尔波佛大御言之國家護我多仁波勝在止聞召。食國天下乃諸國尔最勝王經乎坐。盧舍那佛化奉止爲弓天坐神地坐神乎祈禱奉。挂畏遠我皇天皇御世治弓拜仕奉利衆人乎伊謝奈比率弓仕奉心波禍息弓善成危變弓全平牟等念弓仕奉間尔。衆人波不成■登疑朕波金少牟止念憂都都在尔三寶乃勝神枳大御言驗乎蒙利天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉佐枳波倍奉利又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜夫事依弓顯自示給夫物在自等念召波。受賜利歡受賜利貴進母不知退母不知夜日畏恐麻利所念波天下乎撫惠備賜事理尔坐君乃御代尔當弓可在物乎拙久多豆何奈伎朕時尔顯自示賜礼波辱美愧美奈母念須。是以朕一人夜波貴大瑞乎受賜牟。天下共頂受賜利歡流自理可在等神奈我良母念坐弓奈母衆乎惠賜比治賜比御代年号尔字加賜久止宣天皇大命衆聞食宣。辭別弓宣久。大神宮乎始弓諸神多知尔御戸代奉利諸祝部治賜夫。又寺々尔墾田地許奉利僧綱乎始弓衆僧尼敬問比治賜比新造寺乃官寺止可成波官寺止成賜夫。大御陵守仕奉人等一二治賜夫。又御世御世尔當天天下奏賜比國家護仕奉流事乃勝在臣多知乃侍所尔波置表弓与天地共人尔不令侮不令穢治賜部止宣大命衆聞食宣。又天日嗣高御座乃業止坐事波進弓波挂畏天皇大御名乎受賜利退弓波婆婆大御祖乃御名乎蒙弓之食國天下乎婆撫賜惠賜夫止奈母神奈我良母念坐須。是以王多知大臣乃子等治賜伊自天皇朝尔仕奉利婆婆尔仕奉尔波可在。加以挂畏近江大津宮大八嶋國所知之天皇大命止之弓奈良宮大八洲國所知自我皇天皇止御世重弓朕宣自久大臣乃御世重天明淨心以弓仕奉事尔依弓奈母天日嗣波平安久聞召來流此辭忘給奈弃給奈止宣比之大命乎受賜利恐麻利汝多知乎惠賜比治賜久止宣大命衆聞食宣。又三國眞人石川朝臣鴨朝臣伊勢大鹿首部波可治賜人止自弓奈母簡賜比治賜夫。又縣犬養橘夫人乃天皇御世重弓明淨心以弓仕奉利皇朕御世當弓毛無怠緩事久助仕天奉利加以祖父大臣乃殿門荒穢須事无久守ツツ在自之事伊蘇之美宇牟賀斯美忘不給止自弓奈母孫等一二治賜夫。又爲大臣弓仕奉部留臣多知乃子等男波隨仕奉状弓種種治賜比ツ礼等母女不治賜。是以所念波男能未父名負弓女波伊婆礼奴物尔阿礼夜。立雙仕奉自理在止奈母念須。父我加久斯麻尔在止念弓於母夫氣教祢牟事不過失家門不荒自弓天皇朝尔仕奉止自弓奈母汝多知乎治賜夫。又大伴佐伯宿祢波常母云如久天皇朝守仕奉事顧奈伎人等尔阿礼波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久屍山行波草牟須屍王乃幣尔去會死米能杼尔波不死止云來流人等止奈母聞召須。是以遠天皇御世始弓今朕御世尔當弓母内兵止心中古止波奈母遣須。故是以子波祖乃心成伊自子尔波可在。此心不失自弓明淨心以弓仕奉止自弓奈母男女并弓一二治賜夫。又五位已上子等治賜夫。六位已下尔冠一階上給比東大寺造人等二階加賜比。正六位上尔波子一人治賜夫。又五位已上。及皇

親年十三已上无位大舍人等至于諸司仕丁麻弓尔大御手物賜夫。又高年人等治賜比困乏人惠賜比孝義有人其事免賜比力田治賜夫。罪人赦賜夫。又壬生治賜比知物人等治賜夫。又見出金人及陸奥國國司郡司百姓至麻弓尔治賜比天下乃百姓衆乎撫賜比惠賜久止宣天皇大命衆聞食宣。」授正三位巨勢朝臣奈弓麻呂從二位。從三位大伴宿祢牛養正三位。從五位上百濟王敬福從三位。從四位上佐伯宿祢淨麻呂。佐伯宿祢常人並正四位下。從四位下阿倍朝臣沙弥麻呂。橘宿祢奈良麻呂。多治比真人占部並從四位上。從五位下藤原朝臣永手從四位下。從五位上大伴宿祢稻君正五位下。從五位下大伴宿祢家持。佐伯宿祢毛人並從五位上。正六位上藤原朝臣千尋。藤原朝臣繩麻呂。佐伯宿祢靺鞨。正六位下藤原朝臣眞從並從五位下。」進知識物人外從八位下他田舍人部常世。外從八位上小田臣根成二人並外從五位下。」正三位橘夫人從二位。從四位上藤原朝臣吉日從三位。從五位上藤原朝臣袁比良女。藤原朝臣駿河古並正五位下。无位多治比真人乎婆賣。多治比真人若日賣。石上朝臣國守。藤原朝臣百能。藤原朝臣弟兄子。藤原朝臣家子。大伴宿祢三原。佐伯宿祢美努麻女。久米朝臣比良女並從五位下。」以從二位巨勢朝臣奈弓麻呂爲大納言。正三位大伴宿祢牛養爲中納言。

『続日本紀』卷十七天平勝宝元年（七四九）十二月丁亥廿七丁亥。八幡大神祢宜尼大神朝臣杜女其輿紫色。一同乘輿。拜東大寺。天皇。太上天皇。皇太后。同亦行幸。▼是日。百官及諸氏人等咸會於寺。請僧五千礼佛讀經。作大唐渤海吳樂。五節田舞。久米舞。因奉大神一品。比■神二品。左大臣橘宿祢諸兄奉詔白神曰天皇我御命尔坐申賜止申久。去辰年河内國大縣郡乃智識寺尔坐盧舍那佛遠礼奉天則朕毛欲奉造止思登毛得不爲之間尔豐前國宇佐郡尔坐廣幡乃八幡大神尔申賜閑勅久。神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无事立不有。銅湯乎水止成我身遠草木土尔交天障事無久奈佐牟止勅賜奈我良成奴礼波歡美貴美奈毛念食須。然猶止事不得爲天恐家礼登毛御冠獻事乎恐美恐美毛申賜久止申。尼杜女授從四位下。主神大神朝臣田麻呂外從五位下。施東大寺封四千戶。奴百人。婢百人。又預造東大寺人。隨勞叙位有差。

『続日本紀』卷十八天平勝宝二年（七五〇）二月戊子廿九戊子。奉充一品八幡大神封八百戶。前四百廿戶。今加三百八十戶位田八十町。前五十町。今加卅町。二品比賣神封六百戶。位出六十町。

754年 僧鑑真来朝する。

756年 聖武上皇没、東大寺以下に遺品をおさめる。正倉院の始まり。

757年 養老律令施行

758年 孝謙天皇讓位、淳人天皇が即位する。

大神氏關係続日本紀原文

《天平勝宝二年（七五〇）二月戊子【廿九】》○戊子。奉充一品八幡大神封八百戶。〈前四百廿戶。今加三百八十戶〉。位田八十町。〈前五十町。今加卅町。〉二品比賣神封六百戶。位出六十町。

《天平勝宝六年（七五四）十一月甲申【廿四】》○甲申。藥師寺僧行信。与八幡神宮主

神大神朝臣多麻呂等。同意厭魅。下所司推勘。罪合遠流。

760年恵美押勝を太政大臣に任命する。

762年貢獻上皇詔を出して、押勝の擁する淳仁天皇を非難する。

764年押勝反乱を起こすも近江にて敗死する。淳仁天皇を淡路に配流し、孝謙天皇が重祚して

称徳天皇となる。

765年淳仁天皇没、僧道鏡を太政大臣禪師とする。

766年道鏡を法王に任ずる。

769年和氣清麻呂宇佐八幡の信託を奏上し、大隅に配流される。

770年称徳天皇没。白壁王立太子、道鏡を下野に配流、和氣清麻呂を召喚する。光仁天皇即位する。

大神氏関係続日本紀原文

《天平宝字四年（七六〇）正月丙寅【四】》○丙寅。高野天皇及帝御内安殿。授正七位上大神朝臣妹従五位下。

《天平宝字五年（七六一）三月戊申【廿三】》○戊申。賜従六位下大神東女等十六人播磨国稻人

六百束。優高年也。

《天平宝字八年（七六四）正月乙巳【己亥朔七】》八年春正月乙巳。授正六位下大神朝臣奥守並従五位下

《天平神護二年（七六六）十月甲申【二】》○甲申。授無位大神朝臣田麻呂外従五位下。為豊後員外掾。田麻呂者本是八幡大神宮禰宜大神朝臣毛理売時。授以五位。任神宮司。及毛理売詐覺。俱遷日向。至是復本位

《天平神護元年（七六六）十一月丁巳【癸丑朔五】》○十一月丁巳。従六位下大神朝臣東方並従五位下。

《神護景雲二年（七六八）二月壬午【七】》○壬午。大和国人従七位下大神引田公足人。大神私部公猪養。大神波多公石持等廿人賜姓大神朝臣。

《神護景雲二年（七六八）十月癸亥【廿三】》○癸亥。授従五位下大神朝臣東公従五位上。

927年に撰上された延喜式によると、宇佐八幡のことは、宇佐郡三座（並大）。八幡大菩薩宇佐宮（名神大）、比売神社（名神大）、大帯姫廟神社（名神大）と記されている。

571年に大神比義が八幡大神を宇佐の地に名乗り出しめたといわれるときから3世紀半以上たっているが、この三柱がどのような経緯で祀られたかなどについては、学説は定まっていない。

私は、現在の宇佐神宮が、三柱からなること。

神社中央が比売神で、向かって右が応神天皇、左が神功皇后とされていること、

拝礼の方法が出雲大社と同じ二拝四拍手一拝であること。(この二社以外は二拝ニ拍手一拝である)

初期の祭司は大三轮氏であったこと。

などから、比売神が初めて、その後応神天皇と神功皇后が追加されたのではないかと考えるが、延喜式の時代には、応神天皇を中心として神社を考えたのではないかと思う。

八幡神の最大の特徴は託宣を述べることが多いことである。宇佐託宣集なる文書も古くからある。

中野幡能氏によれば、八幡神の起源は、三世紀に宇佐地方の部落国家が統合され、宇佐国造家によって宇佐神（比売神）が矢旗八幡宮にまつられた。これが、五一六世紀に秦氏の辛島郷に入って、泉社などとなり、さらに、宇佐、辛島両氏の統合神として小椋山に移り固定された。これを、氏は原始八幡と呼んでいる。

六世紀の末、朝廷は仏教と融合した原始八幡と秦氏ら帰化人の勢力を利用するため、蘇我氏の後ろ盾で大三轮氏の比賣を宇佐に派遣して、ここで応神信仰を八幡に加えた。その後、女禰宜の神として神功皇后が大帯廟として祭神に加えられた。七世紀以降は応神八幡の時代となる。

考察 大三轮氏は出雲系であり、新羅系でもあったので、新羅系の帰化人とされる秦氏とうまくいくと朝廷が考えたのであろう。

その後の八幡神の発展について、渡辺澄夫氏の説を述べる。

応神八幡神は、隼人征伐の功により725年官社に列し、国費で造営が行われ、731年官幣にあずかった。官社八幡宮になると、宇佐、大神氏の神宮寺を合併して弥勒寺が建立された。

これはわが国において、神仏が一体となって一つの社寺を形成した宮寺様式の最初のものである、

746年聖武天皇は不予の祈祷のため、八幡神を三位に叙し、封戸4百戸、度僧五一〇口、水田二〇町を施入された。翌七四七年宇佐八幡は聖武天皇の大仏造立を援助して、七四九年八幡大神禰宜大神社女は、従五位下、主神司大神田麻呂は、従八位下大神朝臣の政を賜った。この年八幡神は奈良に勧請され、手向山八幡宮が造営された。ついで、辛島与曾女を禰宜、宇佐公池守を神宮司に任じ、大神は一品、比売神は二品に叙せられた。

考察 辛島氏が属する秦氏は、鍛冶の技術をもち、豊前香春には採銅所という地名も残っていることから、大仏鑄造の技術面で功績を上げたのであろう。

754年に意外な事件が起こった。大神田麻呂が薬師寺の僧行信と厭魅（妖術で人を呪うこと）したという理由で種子島に流され、大神社女も日向に流され翌年封戸は国に返上された。ここで大神氏は、一時失脚し、かわって宇佐氏が台頭することとなった。

769年、宇佐氏は封戸を増やし、比売神宮寺を建てた。これらには道鏡が関係していたらしい。しかし、まもなく道鏡の天位神託事件が起こり、和氣清麻呂が道鏡の野望を抑えた。

清麻呂は、豊前守に任命されて、八幡宮内の神官の肅清を行った。光仁天皇の御世に戻ろう。

772年新羅の使者が大宰府に来る。

776年出羽国の蝦夷が反乱を起こし、漢軍が破れる。

781年天皇譲位して、桓武天皇が即位する。光仁天皇が没する。

大神氏関係続日本紀原文

《宝亀七年（七七六）正月丙申【七】》○丙申。授大神朝臣末足並従五位下。

《宝亀七年（七七六）三月癸巳【六】》○癸巳。以従五位下大神朝臣末足為備中守。

《宝亀七年（七七六）十二月丁酉【甲申朔十四】》○十二月丁酉。停遣唐副使。備中守従五位下大神朝臣末足

《宝亀八年（七七七）六月辛巳朔》○六月辛巳朔。勅遣唐副使従五位下大神朝臣末足等。大使今毛人。身病弥重。不堪進途。宜知此状到唐下牒之日。如借問無大使者。量事分疏。其石根者著紫。猶称副使。其持節行事一如前勅。

《宝亀九年（七七八）正月癸亥【十六】》○癸亥。宴五位已上。其儀如常。是日。従正六位大神朝臣人成並従五位下。

《宝亀九年（七七八）十月乙未【廿三】》○乙未。遣唐使第三船到泊肥前国松浦郡橘浦。判官勅旨大丞正六位上兼下総権介小野朝臣滋野上奏言。臣滋野等。去宝亀八年六月廿四日。候風入海。七月三日。与第一船同到揚州海陵県。八月廿九日。到揚州大都督府。即依式例安置供給。得觀察使兼長史陳少遊处分。属禄山乱。常館彫弊。入京使人。仰限六十人。以来十月十五日。臣等八十五人発州入京。行百余里。忽抛中書門下牒。=節人数。限以P4323廿人。臣等請。更加廿三人。持節副使小野朝臣石根。副使大神朝臣末足。准判官羽栗臣翼。録事上毛野公大川。韓国連源等四十三人。正月十三日。到長安城。即於外宅安置供給。特有監使。勾当使院。頻有優厚。中使不絶。十五日。於宣政殿礼見。天子不衙。是日。進国信及別貢等物。天子非分喜觀。班示群臣。三月廿二日。於延英殿。対見。所請並允。即於内裏設宴。官賞有差。四月十九日。監使揚光耀宣口勅云。今遣中使趙宝英等。将答信物。往日本国。其駕船者仰揚州造。卿等知之。廿四日。事畢拝辞。奏云。本国行路遙遠。風漂無准。今中使云往。冒涉波濤。万一顛躓。恐乖王命。勅答。朕有少許答信物。今差宝英等押送。道義所在。不以為勞。即賜銀碗酒。以惜別也。六月廿四日。到揚州。中使同欲進途。船難卒成。所由奏聞。便寄乘臣等船発遣。其第一第二船。並在揚子塘頭。第四船在楚州塩城県。九月九日。臣船得正南風。発船入海。行已三日。忽遭逆風。船著沙上。損壞処多。竭力修造。今月十六日。船僅得浮。便即入海。廿三日。到肥前国松浦郡橘浦。但今唐客随臣入朝。迎接祇供。令同蕃例。臣具牒大宰府。令准擬。其唐消息。

《宝龜十年（七七九）正月甲子【廿三】》○甲子。授從正六位大神朝臣三友並從五位下。

《宝龜十年（七七九）三月辛亥【十】》○辛亥。遣唐副使從五位下大神朝臣末足等自唐国至。

桓武天皇の御世である。

784年都を長岡宮に移す。このころ、蝦夷との戦いしきり、

788年紀古佐美を征東将軍に任ずる。

789年征東将軍官軍の敗北を報告する。

791年大伴弟麻呂を征東大使に、坂上田村麻呂を副使に任命する。

794年山背の葛野に都を移す。平安京と命名する。

795年大伴弟麻呂ら凱旋する。

796年坂東、北陸の民9千人を陸奥の伊治城に移す。

797年続日本紀を完成する。坂上田村麻呂を征夷大將軍に任命する。

800年富士山噴火

806年桓武天皇が没し、平城天皇が即位する

807年齋部広成古後拾遺を献上する。

809年平城天皇讓位、嵯峨天皇が即位、上皇が平城京に移る。

大神氏関係続日本紀原文

《延暦四年（七八五）正月辛亥【十五】》○辛亥。以從五位下大神朝臣船人為上野守。外從五位下秦忌寸長足為豐前介。

《延暦九年（七九〇）三月壬戌【廿六】》○壬戌。以從五位下大神朝臣人成為大膳亮。

《延暦十年（七九一）正月戊辰【七】》○戊辰。宴五位已上。授大神朝臣仲江麻呂。

《延暦十年（七九一）正月己丑【廿八】》○己丑。以從五位下大神朝臣仲江麻呂為画工正。

《延暦十年（七九一）七月癸亥【四】》○癸亥。以從五位下大神朝臣仲江麻呂為内兵庫正。

続日本紀はここまでで終わる。

嵯峨天皇及び淳和天皇の御世

814年皇子皇女に源姓を与える。万多親王ら新選姓氏録を作る。

816年空海高野山に道場をひらく。

820年このころ新羅人の帰化が多く、騒動も起こす。

823年讓位、淳和天皇即位。最澄没す。

825年高棟王に平姓を与える。

826年上総、常陸、上野の国守を太守と称し、親王任国とする。

827年天台僧金龜豊後大分郡由原に八幡宮を勧請する。

828年延暦寺戒壇院建立

833年讓位、仁明天皇即位

大神氏關係日本後紀等原文

『日本後紀』卷五延曆十六年（七九七）正月庚子十三 庚子。從五位下大神朝臣仲江麻呂爲美濃介。

『日本後紀』卷廿五逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）弘仁八年（八一七）正月丁卯七（『類聚国史』七一七日節会七三七月七日・『日本紀略』）丁卯。宴五位已上。奏樂。賜祿有差。」

（『類聚国史』九九叙位）正六位上大神朝臣枚人麻呂

日本後紀卷廿九逸文起弘仁十一年十月、尽同十二年十二月。

『日本後紀』卷廿九逸文（『類聚国史』一九神宮司）弘仁十二年（八二一）八月戊寅十五戊寅。以大神・宇佐二氏、爲八万大菩薩宮司。

『日本後紀』卷卅一逸文（『類聚国史』五八幡大神・『日本紀略』）弘仁十四年（八二三）十一月甲戌廿四 甲戌。差左兵衛督從四位上藤原朝臣綱繼充使、奉幣帛於八幡大神櫛日廟（香椎廟）。便以大宰府綿三百屯賜使。

『日本後紀』卷卅二逸文（『類聚国史』・『日本紀略』）天長元年（八二四）九月壬申廿七

（『日本紀略』）壬申。帝着素服、不聽朝。」（『類聚国史』一八六施物僧・『日本紀略』）以綿一万屯、施東西兩寺并口大寺及五畿内諸寺常住僧尼也。」（『類聚国史』一八〇諸宗一七九諸宗）以高雄寺、爲定額、并定得度經業等。正五位下行河内守和氣朝臣真綱・從五位下彈正少弼和氣朝臣仲世等言。臣聞。父構子終、謂之大孝、當公獻可。惟忠惟孝、不可不順者也。昔景雲年中、僧道鏡、以佞邪之資、登玄■之上、辱僭法王之号、遂懷窺覷之心。偏邪幣御群神、行權譎御佞党。爰八幡大神、痛天嗣之傾弱、憂狼奴之將興。神兵尖鋒、鬼戰連年。彼衆我寡、邪強正弱。大神歎自威之難當、仰仏力之奇護。乃入御夢、請使者。有勅、追引臣等故考從三位民部卿清麻呂、面宣御夢之事。仍以天位讓道鏡事、令言大神。清麻呂奉詔旨、向宇佐神宮。于時大神託宣。夫神有大少、好惡不同。善神惡淫祀、貪神受邪幣。我爲紹隆皇緒、扶濟國家、寫造一切經及仏、諷誦最勝王經万卷、建一伽藍、除凶逆於一旦、固社禩於万代。汝承此言莫有違失。清麻呂對大神誓云。國家平定之後必奏後帝奉果神願、粉骨音■命、不錯神言。還奏此言。遭時不遇、身降刑獄、遂配荒隅幸蒙神力、再入帝都。後田原天皇、寶龜十一年、敷奏此事。天皇感嘆、親制詔書。未行之間、遇讓位之事、天応二年又奏之。柏原先帝、即以前詔、布告天下。至延曆年中、私建伽藍、名曰神願寺。天皇追嘉先功、以神願寺、爲定額寺。今此寺地勢污穢、不宜壇場。伏望。相替神願寺、以爲定額、名曰神護国祚真言寺、仏像一依大悲胎藏及金剛界等、簡解真言僧二七人、永爲國家、修行三密法門。其僧有闕、有道行僧補之。又簡貞操沙弥二七人、令轉誦守護国界王經及調和風雨成熟五穀經等、昼夜更代、不斷其声、七年之後、預得度。一則大神之大願、二則除國家之災難者。勅。一代之間、每年聽度一人、又備前国水田廿町、賜伝二世、爲功田者、入彼寺充、果神

願者、更延二世。自余依請。

仁明天皇の御世である。

836年遣唐使船が遭難する。

839年諸国から庚午年籍の写しを献上させる。

841年藤原諸嗣ら日本後紀を作る。

848年上総の国の俘囚ら反逆これを討つ。

850年天皇没、文徳天皇が即位

大神氏関係日本後紀等原文

『続日本後紀』卷三承和元年（八三四）正月己未八 己未。是日。授正六位上大神朝臣船公從五位下。

『続日本後紀』卷三承和元年（八三四）七月乙丑十六 乙丑。右京人正七位上和邇子眞麻呂等十二人賜姓大神朝臣

『続日本後紀』卷八承和六年（八三九）四月乙丑十四

乙丑。授正六位上大神朝臣野主從五位下。

『続日本後紀』卷八承和六年（八三九）八月己巳二十

己巳。遣唐録事大神宗雄送大宰府牒状。知入唐三箇船嫌本舶之不完。倩駕楚州新羅船九隻。傍新羅南以歸朝。其第六船。宗雄所駕是也。餘八箇船。或隱或見。前後相失。未有到着。艱虞之變不可不備。宜每方面重戒防人。不絶炬火羸貯糧水。令後着船共得安穩。其宗雄等安置客館。得待後船。』▼是日。令十五大寺讀經祈願。以船到着。爲修法之終。』遣神祇少副從五位下大中臣朝臣磯守。少祐正七位上大中臣朝臣■守。奉幣帛於攝津國住吉神。越前國氣比神。並祈船舶歸着。

『続日本後紀』卷八承和六年（八三九）八月甲戌廿五 甲戌。勅參議大宰權帥正四位下兼左大弁藤原朝臣常嗣。大貳從四位上南淵朝臣永河等。得今月十九日奏状。知遣唐大使藤原常嗣朝臣等率七隻船。廻着肥前國松浦郡生属嶋。与先到録事大神宗雄船。總是八艘。宜依例勞來式寬旅思。但自陸入京事須省約。何則時属秋穫。恐妨民業。宜以大使常嗣朝臣爲第一般。令備後權掾伴須賀雄。知乘船事春道永藏兩人相隨之。其伴官長岑宿祢高名。菅原朝臣善主。准判官藤原貞敏。録事大神宗雄。准録事高丘百興。讚岐權掾丹・高主。知乘船事槻本良棟。深根文主。舌人大和耳主。陰陽師春苑玉成等十人。各造船聯次聯入都耳。就中如有大使常嗣朝臣引之共發者。任聽之。又信物要藥等。差檢校使。取陸路遞運。自餘人物等。陸行水漕可有議定。宜待後勅。又未到第二舶。并一隻船舶。復能規候。來輒奏聞。

『続日本後紀』卷九承和七年（八四〇）正月甲申七甲申。授正六位大神朝臣宗雄並從五位下。

『続日本後紀』卷十承和八年（八四一）五月己丑二十 己丑。遣從四位下勘解由長官和氣朝臣仲世。奉幣八幡大神及香椎廟。』勅。修福滅罪。佛道是先。傳法興教。人倫爲本。如聞。諸國定額寺。堂舍破壞。佛經曝露。三綱檀越。無心修理。頃年水旱不調。

疫癘間發。靜言其由。恐緣彼咎。宜重下知五畿内七道諸國。修理莊嚴定額寺堂舍并佛像經論。今須每寺立可修理之程。附朝集「堂」使言上。習常不革。並處重科。

『続日本後紀』卷十六承和十三年（八四六）三月己酉八 三月壬寅朔己酉。從五位下大神朝臣宗雄爲大監物。

『続日本後紀』嘉祥元年（八四八・承和十五年）七月壬戌五 壬戌。從五位下大神朝臣宗雄爲安房守

文徳天皇の御世である。

852年豊後、肥後の貧民の租税を免除する。

854年陸奥に出兵する。

857年藤原良房太政大臣となる。人臣の太政大臣の始まり

858年讓位、清和天皇が即位する。

大神氏関係文徳実録原文

日本文徳天皇實録卷第六起齊衡元年正月、盡十二月。右大臣正二位臣藤原朝臣基經等奉勅撰『文徳実録』卷六齊衡元年（八五四）正月壬辰七 壬辰。帝於梨下院賜宴群臣。一如常儀。』授大神朝臣千成等並從五位下。

『文徳実録』卷七齊衡二年（八五五）二月乙丑十五 乙丑。外從五位下大神朝臣虎主爲備後介。

『文徳実録』卷八齊衡三年（八五六）正月辛亥七 辛亥。帝殿南殿。觀青馬。賜宴群臣如常儀。』授外從五位下大神朝臣虎主從五位下

『文徳実録』卷八天安元年（八五七）正月癸丑十四 癸丑。從五位下大神朝臣虎主爲權掾。

『文徳実録』卷十天安二年（八五八）二月戊辰五 二月甲子朔戊辰。大神朝臣宗雄爲彈正少弼。

『文徳実録』卷十天安二年（八五八）六月癸卯十四 癸卯。大神朝臣宗雄爲大監物。橘朝臣岑雄爲豊後守。

清和天皇の御世である。

858年藤原良房摂政の職務に当たる。

859年渤海使が能登国に来る

862年山陽、南海道に命じて海賊を討たせる。

864年浅間山噴火

869年藤原良房ら続日本後紀を撰上する。

875年下総の俘囚反乱を起こす。

876年天皇讓位

877年陽成天皇即位

大神氏関係三代実録原文

『三代実録』卷四貞観二年（八六〇）十一月廿七日癸卯 廿七日癸卯。從五位下行侍

醫大神朝臣虎主爲内藥正。

『三代実録』卷四貞觀二年（八六〇）十二月廿九日甲戌 廿九日甲戌。從五位下行内藥正大神朝臣虎主卒。虎主者。右京人也。自言。大三輪大田々根子之後。虎主。本姓神直。成名之後。賜姓大神朝臣。幼而俊辨。受學醫道。針藥之術。殆究其奧。承和二年爲左近衛醫師。遷侍醫。十五年授外從五位下。兼參河掾。後遷兼備後掾。齊衡三年授從五位下。貞觀二年拜内藥正。卒時年六十三。虎主性好戲謔。最爲滑稽。與人言談。必以對事。嘗出自禁中。向作地黄煎之處。途逢友人。問云。向何處去。虎主答云。奉天皇命。向地黄處。此其類也。然處治多効。人皆要引。療病之工。廣泉沒後。虎主繼塵。太收聲價焉

『三代実録』卷六貞觀四年（八六二）三月己巳朔 三月己巳朔。右京人左大史正六位上眞神田朝臣全雄賜姓大神朝臣。大三輪大田田根子命之後也。

『三代実録』卷七貞觀五年（八六三）正月七日庚午 七日庚午。授散位大神朝臣高岑並外從五位下。

『三代実録』卷七貞觀五年（八六三）二月十日癸卯 十日癸卯。以外從五位下行左大史大神朝臣全雄爲介。

『三代実録』卷八貞觀六年（八六四）三月八日甲午 八日甲午。以外從五位下行備後介大神朝臣全雄爲但馬介。

『三代実録』卷十二貞觀八年（八六六）正月八日乙酉 八日乙酉。授外從五位下行但馬介大神朝臣全雄從五位下。

『三代実録』卷十五二月十七日辛巳 十七日辛巳。散位從五位下大神朝臣全雄爲勘解由次官。

陽成天皇及び光孝天皇の御世である。

878年蝦夷を討つ。

879年藤原基経ら文徳実録を作る。

883年上総国の俘囚反乱これを討つ。

884年天皇讓位、光孝天皇即位

886年任地に赴かない国司を罰する。

大神良臣豊後介として赴任。その子庶幾が豊後の残り、後の賀來（加來）氏の祖先である。豊後大神氏となる。豊後には、先に記した宇佐八幡宮の大神氏も先住しているが賀來氏はこの系列ではない。

このものがたりは、さらに豊後において続くが朝廷におけるものがたりは、ここで、一旦終わる。

大神氏関係三代実録原文

『三代実録』卷卅六元慶三年（八七九）十一月廿五日庚辰 廿五日庚辰。散位大神宿

祢己井並外從五位下。

『三代實錄』卷四十九仁和二年（八八六）正月七日丁亥 七日丁亥。授无位是・左大史大神朝臣良臣並外從五位下。

『三代實錄』卷四十九仁和二年（八八六）正月十六日丙申 十六日丙申。外從五位下行左大史大神朝臣良臣為肥後介。

『三代實錄』卷四十九仁和二年（八八六）二月廿一日辛未 廿一日辛未。以從五位下行肥前介大神朝臣良臣為豐後介。

『三代實錄』卷五十仁和三年（八八七）三月乙亥朔 三月乙亥朔。授豐後介外從五位下大神朝臣良臣從五位下。先是、良臣向官披訴。清御原天皇壬申年入伊勢之時、良臣高祖父三輪君子首、為伊勢介從軍有功、卒後贈內小紫位。古之小紫位准從三位。然則、子首子孫、不可叙外位。於是、下外記而考實之。外記申明云。贈從三位大神朝臣高市麻呂、從四位上安麻呂、正五位上狛麻呂兄弟三人之後、皆叙內位。大神引田朝臣・大神■田朝臣・大神掃石朝臣・大神真神田朝臣等、遠祖雖同、派別各異、不見忒叙內位之由。神龜五年以降有格、諸氏先叙外位、後預內叙。良臣姓大神真神田朝臣也。子首之後、至于全雄、无預五位者。今請內品、事乖格旨。勅、毀良臣及故兄全雄外位告身、特賜內階

（未完成）